

# 第5章

## 自殺対策の取組

- 1 これまでの取組と評価
- 2 施策体系
- 3 基本施策
- 4 重点施策

## 第5章 自殺対策の取組

### 1 これまでの取組と評価

#### (1) 自殺対策推進体制の整備と計画の策定

本市におきましては、自殺対策に社会全体で総合的に取り組むことを目的として、平成31年3月に、「いのち支える大田原市自殺対策計画」を策定し、保健、医療、福祉、法律、教育、労働等の関係機関・団体との連携・協力を強化し、効果的・総合的な自殺対策に取り組んできました。

当該計画におきましては、「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない健康で安心して暮らせる“大田原市”の実現」を基本理念に、令和5年までの自殺対策の数値目標を盛り込みました。

また、重点施策として、「高齢者の自殺対策の推進」「働き世代の自殺対策の推進」「生活困窮者の自殺対策の推進」の3施策を掲げ取り組んできました。

#### (2) 本市の自殺対策計画における評価

「いのち支える大田原市自殺対策計画」では、令和5年度の自殺対策の数値目標として、自殺死亡率を「16.2」（対平成27年比で72.0%）と設定しました。

令和4年度の自殺死亡率は17.0となっており、令和5年度の数値目標達成に向け、引き続き自殺対策に取り組んでいるところです。

また、基本施策について検証した結果、本計画におきましても、継続して実施していくことといたします。

#### (3) 本市の課題

本市の自殺者数は、令和2年度まで概ね減少傾向にありましたが、令和3年

度は前年度の3倍以上の方が自殺により亡くなりました。これは、新型コロナウイルス感染症の長引く影響により、自殺の要因となる様々な問題が悪化するとともに、日々の生活の不安や心の悩み等の新たな課題が生じた可能性があります。

今後も、心理的な影響については引き続き注意が必要な状況です。

## 2 施策体系

基本理念	「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない健康で安心して暮らせる“大田原市”の実現」
------	---

### 【基本施策】

(1) 支え合いの地域づくり
(2) 気付きと見守りの人材育成及び支援
(3) 居場所・生きがいつくりの推進
(4) 児童生徒のこころの健康教育と支援の充実
(5) こころの健康づくりの推進
(6) 様々な相談窓口の充実
(7) 関係機関との連携とネットワークの強化

### 【重点施策】

高齢者の自殺対策の推進
生活困窮者の自殺対策の推進
無職者・失業者の自殺対策の推進
働き世代の自殺対策の推進
女性の自殺対策の推進
こどもの自殺対策の推進

### 3 基本施策

#### (1) 支え合いの地域づくり

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、関係機関と連携した、支え合いの地域づくりに取り組めます。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
自治会及び自治振興	自治会長研修会等で自殺予防や相談先が記載されたリーフレットを配布し、情報提供を行います。	政策推進課	自治会内における相談先の周知につながります。
犯罪被害者等支援の充実	警察や犯罪被害者等支援団体等と相互に連携を図り、総合支援相談窓口の設置や見舞金制度の整備等、垣根を越えた支援活動に取り組む他、支援の必要性や重要性を広く市民に周知し、支援の輪を広げます。	危機管理課	犯罪等の被害者やその家族または遺族が、再び平穏な生活を営むことが出来るよう、必要な支援の充実を図ることで、自殺リスクの低下につながります。
健康おおたわら21	健康おおたわら21の「こころの健康」において、自殺対策に関連した取組みも含め、自殺対策との連動性を高めます。	健康政策課	自殺の背景にはうつ病等の精神疾患も存在するため、市民一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識し適切に対処できるよう意識を高めます。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員による地域住民の相談や支援を行い、必要に応じて適切な相談機関へつなぎます。	福祉課	地域の身近な相談相手として支援を行うことにより、安心して生活できる地域づくりを進めます。

第5章 自殺対策の取組

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
地域福祉推進事業	第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画において、相談支援体制の充実を図ります。	福祉課	複合的な問題を抱える人に対し、問題解決に向けた包括的な支援を行います。
生活支援体制整備事業 (ささえ愛おたわら助け合い事業)	市全域を所管する第1層協議体と市内12地区に設置された第2層協議体において、地域における支え合い、助け合いの仕組みを協議し、地域住民をはじめとする多様な主体による取組を推進します。	高齢者幸福課	地域住民の支え合いや社会参加、通いの場への参加などの仕組みや機会を作ることで、孤独感や閉じこもりの解消につながります。
安心生活見守り事業	高齢者等の何らかの手助けを必要とする方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民と市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協力関係機関・事業所等が連携しながら、声かけなどの見守りや生活支援等の体制づくりを行います。	高齢者幸福課 社会福祉協議会	地域住民の声掛け等により、地域のつながりを作ることで孤独感の解消等に繋がります。また、必要に応じて地域包括支援センター等に情報提供し、必要なサービスの提供につなげることが出来ます。
高齢者実態調査	高齢者がより自立した生活を継続して送れるよう、それぞれの状態に合った保健・医療・福祉サービス等の提供を行うこと、また、地域での高齢者等の見守り活動に繋げることを目的として高齢者の健康状態や生活状況等についての調査を行っています。	高齢者幸福課	高齢者の健康状態や生活状況を把握し必要なサービスの提供や地域の見守り活動の利用に繋げることにより、生活の質の向上や孤独感を解消することが出来ます。 また、緊急連絡先を把握しておくことにより、異常を発見した際に迅速に対応できるよう備えています。

第5章 自殺対策の取組

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
給食サービス事業	ひとり暮らしや高齢者世帯で調理が困難な世帯を対象に給食サービスを行い、安否の確認、孤独感の解消及び健康保持を図ります。	高齢者幸福課	給食サービスの提供により安否確認を行うとともに、配食事業所との関わりにより孤独感を解消することができます。
ふれあい型食事サービス事業	地区社協が主体となりお弁当の配達を行い、日常生活上の変化などに気付いた時には、市や地域包括支援センター、民生委員・児童委員等につながります。	社会福祉協議会	安否確認と地域での孤立を防止することができます。
フードバンク	生活困窮者等へ食品の提供を行うことで、家庭の状況や、その他抱えている課題も把握し、支援します。	社会福祉協議会	食品の提供を通じて、家庭の状況等を把握し、必要な支援につなげることができます。

## (2) 気付きと見守りの人材育成及び支援

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要であるため、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることのできる「ゲートキーパー」の育成や、傾聴活動を行う団体等の支援を行います。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
ゲートキーパー養成講座	自殺予防についての正しい知識とゲートキーパーについて学ぶ講座を開催します。	健康政策課	1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。
自殺対策に関するボランティア団体の支援	傾聴ボランティアなど、自殺対策に関連するボランティア団体が活動できるよう支援します。	健康政策課	自殺対策に係わる人材が増え、対策を充実させる効果があります。
健康づくりリーダー	健康づくりリーダーに対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	健康政策課	養成講座を受講することで、地域の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなぐための知識が得られ、適切な対応をとることができるようになります。
健康づくりリーダー連絡協議会	健康づくりリーダー協議会員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	健康政策課	養成講座を受講することで、地域の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなぐための知識が得られ、適切な対応をとることができるようになります。



第5章 自殺対策の取組

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
食生活改善推進員協議会	食生活改善推進員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	健康政策課	養成講座を受講することで、地域の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなぐための知識が得られ、適切な対応をとることができるようになります。
保育園	保育士に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	保育課	心に悩みを抱える人の話を聞き、アドバイスすることにより、相談者の心の負担を軽減することができます。
放課後児童クラブ（学童保育館）	支援員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	保育課	心に悩みを抱える人の話を聞き、アドバイスすることにより、相談者の心の負担を軽減することができます。
家庭児童相談員設置事業	家庭児童相談員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	子ども幸福課	子育てに関する悩み・不安・不登校やいじめ、親子関係の問題などの相談に対応していますが、講座を受講することで、相談者の心の負担を更に軽減することができます。
母子・父子自立支援員設置事業	自立支援員に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	子ども幸福課	離婚などの夫婦間の問題、養育費や面会交流についての相談に対応していますが、講座を受講することで、相談者の心の負担の更に軽減することができます。

## 第5章 自殺対策の取組

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
児童・生徒指導等研修会	教職員を対象にした研修の中で、いじめや不登校などの課題とともに、児童虐待や自殺問題について支援先の情報提供を行うことで、児童生徒が困難な状況に直面した際の対応と支援について理解を深めます。	学校教育課	学校におけるいじめや不登校等の諸課題に関して早期発見・早期対応ができ、また、組織的な対応をすることができます。

### (3) 居場所・生きがいづくりの推進

地域、職場、学校等において、孤立することなく、社会とのつながりを持ち、交流を図れるよう推進します。また、生きがいづくりのための取組等社会参加を促進します。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
放課後児童クラブ（学童保育館）	就業等により昼間に保護者のいない小学校児童の健全な育成と居場所づくりを図ります。	保育課	他の児童や支援員との交流により、孤立を防ぐことができます。
子育て支援センター つどいの広場 子育てサロン	子育てに関する情報交換や相談等を行う場を整備することで、親の負担緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりを支援します。	保育課	他の親子との交流や子育ての悩みを相談することにより、孤立を防ぐことができます。
高齢者ほほえみセンターの活動支援	高齢者が身近で定期的に集まることで、健康づくりや社会参加、地域づくりを促進します。	高齢者幸福課	ほほえみセンターへの参加を通じて、仲間づくりや健康づくり、社会参加を促し、孤独感や閉じこもりの解消につながります。
いきいき（老人）クラブへの活動助成	老人クラブへの活動助成を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくり活動を推進し、生きがいを持った生活が送れるよう支援します。	高齢者幸福課	老人クラブへ参加することにより、生きがいづくりや仲間作りにつながり、孤独感や閉じこもりの解消につながります。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
認知症カフェ	認知症の人とその家族や友人、専門職が集い、認知症の正しい理解や情報交換をする場を設けることで、認知症の人とその家族を支える体制を強化します。	高齢者幸福課	認知症家族等の介護に関する悩みを同じ悩みを持つ方と共有したり、大学の先生や地域包括支援センター職員等に相談したりすることで、介護にあたって感じる孤独感、焦燥感を解消することができます。
市適応指導教室すばる	市適応指導教室すばるに通う、小中学校の児童生徒との日常的な関わりを通じて、家庭の状況等を含めた問題を把握するよう努め、児童生徒の育成を支援します。	学校教育課	不登校児童生徒の集団生活への適応、基本的な生活習慣の改善等の相談・指導を行うことで、社会的自立に向け支援することができます。
市民学校の開催	市民学校を受講することにより、生活文化の向上を図り、生涯にわたり生きがいを持った生活が送れるよう支援します。	生涯学習課	生きがいや、ともに学ぶ仲間を見つけることにより、参加者の生きる活力につながります。
女性セミナーの実施	女性セミナーを受講することにより、女性の資質と地位の向上を図り、生涯にわたり生きがいを持った生活が送れるよう支援します。	生涯学習課	生きがいや、ともに学ぶ仲間を見つけることにより、参加者の生きる活力につながります。
家庭教育学級の実施	家庭教育学級に参加することにより、健全で豊かな人間性を育む家庭づくりを支援します。	生涯学習課	家庭での生活の重要性やよりよい家庭環境、学校生活を学ぶことにより、参加者の家庭づくりや心の拠り所につながります。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
高齢者学級の 実施	高齢者学級に参加することにより、豊かな高齢期を送れるとともに、生きがいを持った生活が送れるよう支援します。	生涯学習課	生きがいや、ともに学ぶ仲間を見つけることにより、参加者の生きる活力につながります。
スポーツの推 進	「市民一人1スポーツ」をスローガンに、積極的な健康づくりを推進します。	スポーツ振興課	スポーツを行うことにより、身体的な充足感が得られるとともに、仲間づくりの一助となり孤独感を解消することができます。
ボランティア センター	ボランティア活動を行うことで社会参加や生きがいづくり活動を推進し、生きがいを持った生活が送れるよう支援します。	社会福祉協議会	社会参加やつながり、役割意識、生きがいを持つことができます。
シルバー人材 センター	健康で働く意欲のある高齢者の就労を通じ、その豊かな能力を生かした生きがいづくりや社会参加、健康づくりを推進します。	シルバー人材センター	自身に合った働き方で社会参加することにより、フレイル予防に繋がり、高齢者の健康維持につながります。

## (4) 児童生徒のこころの健康教育と支援の充実

児童生徒が、社会において直面する可能性のある、様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けられるための教育・支援を推進し、子どもたちが心身共に健康に成長できるよう支援します。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
いじめ防止対策	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた児童生徒が周囲に助けを求められるようSOSの出し方教育を行います。	学校教育課	1人1台端末を活用してアンケート調査を実施するなど、児童生徒のSOSを早期に把握し、児童生徒の悩みや困り感を早期に支援できます。
スクールカウンセラー	児童生徒及びその保護者の相談に応じるスクールカウンセラーと関係機関との連携した支援を行います。	学校教育課	スクールカウンセラーは、子どもの臨床心理に関して高度な知識や経験をもっており、悩みのある児童生徒のカウンセリングを通して、適切な助言や援助を行うことができます。
教育支援センター及び不登校児童・生徒支援	市教育委員会及び学校と教育支援センターが連携し、時にはスクールソーシャルワーカーが不登校家庭に出向き、登校できるように支援します。	学校教育課	市教育委員会と学校、教育支援センターが連携をすることで、情報が共有され、不登校に対し組織的に対応することができます。不登校は、心の問題だけでなく、家庭や生活環境にも関わってくることから、スクールソーシャルワーカーが環境に働きかけ、関係機関等との連携・調整を行うことで問題の解決を目指すことができます。

## 第5章 自殺対策の取組

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
青少年教育の充実	子ども会リーダー研修や地域ぐるみによる青少年健全育成事業講演会に参加することにより、青少年の豊かな人格形成や健全育成が図れるよう支援します。	生涯学習課	学校をこえたつながりや、講演による学びによる人格形成を促し、参加者の心の安定につながります。
生活困窮者子ども学習支援	生活困窮、生活保護世帯の児童生徒を対象に学習支援を行います。	福祉課	学習支援や居場所づくり、進学に関する助言等を行うことにより、「貧困の連鎖」を防止することができます。

## (5) こころの健康づくりの推進

いきいきとした生活を送るためには、こころの健康管理も重要です。こころの健康づくりを広く周知し、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、こころの健康管理体制の整備に取り組みます。

### ● 普及啓発

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
自殺予防に関する普及啓発事業	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策の普及啓発事業を行います。	健康政策課	普及啓発活動を通じ、自殺は決して他人事ではなく、誰にでも起こりうる身近な問題であるとの認識を深める効果があります。
こころつなぐ相談窓口一覧表の作成・市ホームページへの掲載	困った時、悩んだ時に相談できる機関を分かりやすくまとめた「こころつなぐ相談窓口一覧表」を作成し、HPに掲載することで情報周知を行います。	健康政策課	相談窓口の情報を周知することで、困ったとき等に相談できる機関が身近にあることを知っていただく機会を拡大します。
メタボポイスト推進連絡会	食事、運動、身体の仕組み等について、仲間と共に学びながら、健康づくりの普及啓発を行います。	健康政策課	ストレス過多の社会環境であるため、こころの健康を損なう可能性があります。仲間と一緒に適度な運動やバランスの良い栄養・食生活について学ぶことは身体だけでなくこころの健康を保つためには重要な基礎となり、健康づくりの啓発となります。



事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
<p>くらしのガイドブック</p>	<p>自殺対策も含めた様々な相談先を記載し、情報提供を行います。</p>	<p>政策推進課</p>	<p>各種相談先を一覧で掲載することで、相談者が自分に合った相談先がわかります。</p>
<p>男女共同参画事業</p>	<p>男女共同参画や DV に関するテーマを通じ、市民への情報周知を図ります。</p>	<p>政策推進課</p>	<p>一人で抱えてしまいがちな悩みを相談できる窓口を知ることによって支援につながります。</p>
<p>人権啓発事業</p>	<p>イベント等で人権意識を啓発するとともに、自殺対策と連携し啓発を行います。</p>	<p>政策推進課</p>	<p>人権意識を高めるとともに様々な相談方法を知ることができます。</p>
<p>図書館管理</p>	<p>図書館のテーマ展示の際に自殺予防について取り上げます。</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>自殺対策強化月間等の際に連携し、自殺対策を啓発するような書籍コーナーを設置することで、図書館利用者への情報提供の場となります。</p>

## ● こころの健康づくり

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
自殺予防に関する講演会等の開催	精神疾患に関する講演会や、自殺予防に関する講演会を行い、こころの健康づくりの啓発を行います。	健康政策課	講演会を通じ、自殺は決して他人事ではなく、誰にでも起こりうる身近な問題であるとの認識を深めることができます。
職員の健康管理	職員のメンタルヘルス対策を行い、職員の心身面の健康の維持管理を図ります。	総務課	悩みやストレスに対し、専門家のアドバイスを受けることにより、抱えている問題を整理し、自身で解決する力が養われ、心の負担が軽減されることで、心身の健康を維持することができます。
経営者支援セミナー等の実施	商工会議所と連携し、メンタルヘルスの推進及び、自殺予防に関するリーフレット等を配布し、情報提供を行います。	商工観光課	リーフレット等を配布することにより、心に悩みを抱えている人に対しての相談窓口に繋がります。
学校職員安全衛生管理	教職員の健康診断やストレスチェックを行い、心身の健康管理を通じて充実を図ります。	学校教育課	教職員自身によるストレスへのセルフケアと、教育委員会による職場環境の改善ができます。

## (6) 様々な相談窓口の充実

市民誰もが、生活や健康の悩みについて相談できる相談窓口を充実させ、乳幼児から高齢者まで、様々なライフステージや相談内容に関して相談窓口の充実を図ります。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
自殺に関する相談	自殺念慮や自殺未遂の相談に対し、関係機関と連携し、支援します。	健康政策課	不安定な状態の相談者を適切な関係機関に繋ぐことで、相談者の自殺防止につながります。
心の健康相談室	心に悩みを抱えている人に対し、カウンセラーによる対面相談を行います。	健康政策課	相談者の抱える問題や悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて相談援助を行うことで、心の負担を軽減することができます。
精神保健対策	こころの問題や精神障害で悩んでいる人に対し、相談や支援を行い、必要に応じて適切な専門機関による支援につなぎます。	健康政策課	こころの問題や精神障害での悩みを抱えている本人、家族に対し、適切な相談機関へ繋がります。また精神保健検討会において、多職種連携による共通認識を図り支援をいたします。
各種健康相談の実施	各種健康相談においてメンタル面の相談があった場合は、適切な専門機関を紹介し、必要に応じて支援します。	健康政策課	各種健康相談において精神保健相談を実施し、適切な専門機関を紹介し、必要に応じて支援いたします。
被災者の健康確保	避難所の被災者に心のケアが必要となった場合には、適切な関係機関へつなぎます。	危機管理課	心身ともに不安定な被災者を適切な関係機関に繋ぐことで、自殺防止につながります。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
弁護士による 無料法律相談	専門家による相談窓口を設置し、経済問題や家族問題などに対する相談に対応します。	総務課	法的トラブルによる悩みに対し、専門的なアドバイスすることで、解決に向けた具体的な対応方法がわかるとともに心の負担を軽減することができます。
納税等に関する こと	市税等、納期限までに納付できない市民に対し、納税折衝や財産調査から必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	税務課	納付できない理由などの聞き取りや財産調査により生活状況を把握し、生活改善のアドバイスや関係機関へつなぐことにより、滞納者の心の負担を軽減することができます。
障害児・者に関する 相談	障害福祉サービス等の相談を受けた際、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	福祉課	障害福祉サービスの相談を受けることで相談者の不安の解消や心の安定を図ることができます。
障害者のガイドブックの 作成	ガイドブックに相談先を記載し、市民に対する相談機関の周知の拡充を図ります。	福祉課	ガイドブックに相談先を記載することで、相談機関を周知し相談しやすい体制を整えることができます。
生活保護	生活保護受給者が、自立に向け安定した生活が送れるよう日々支援し、相談内容に応じて適切な関係機関へつなぎます。	福祉課	訪問や面接時に傾聴することで、不安の解消や心の安定、問題の解決に向けた対応をすることができます。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
医療費助成 (重度心身障害者)	重度心身障害者に対し医療費の助成を行い、申請時に相談があった場合は相談に応じ、必要に応じて関係機関へつながります。	福祉課	医療費の助成を行うことで、経済的な不安が軽減・解消し、安心して治療を受けることができます。
DV等に関する相談	配偶者などからの暴力、離婚などの夫婦間の問題等の相談を受けた際、相談対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な関係機関へつながります。	子ども幸福課	相談者の安全の確保は第一の優先課題です。相談者については、命の危険もあることから、組織的な対応をすることで、より良い相談支援につなぐことができます。
児童扶養手当支給事務	現況届受付において、対象者の状態把握に努め、必要に応じて関係機関につながります。	子ども幸福課	当事者との直接的な接触機会の際、抱える問題の早期発見、必要な助言・指導を行い、問題があれば関係機関につなげるなど速やかな対応ができます。
母子・父子寡婦福祉資金貸付事業	貸付の前後で当事者の抱える問題の早期発見などの状況把握に努め、必要に応じて適切な関係機関につながります。	子ども幸福課	貸付に関する相談等を行う中で、相談者のサインに気づき、関係機関につなげるなどの対応ができます。
医療費助成 (こども、ひとり親、妊産婦)	こども、ひとり親、妊産婦に対し医療費の助成を行い、申請時に相談があった場合は相談に応じ、必要に応じて関係機関につながります。	子ども幸福課	当事者との直接的な接触機会があるため、抱える問題の相談等があった場合、関係機関につなげるなど速やかな対応ができます。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
介護給付に関する事務	介護に関する相談や支援を行い、介護サービスを充実させることで、本人や家族の負担を軽減させるよう努めます。	高齢者幸福課	介護サービスの充実により、必要な介護サービスを利用できるようになることから、本人の生活および家族の介護疲れなどの負担やストレスの軽減につながります。
高齢者の生活に係る総合的な相談の受付	介護や福祉、医療などに関すること、心配ごとや悩みについて相談を受け、相談内容に応じて適切な機関等との連携をとり、問題解決に努めます。	高齢者幸福課 基幹型支援センター 地域包括支援センター	高齢者やその家族が抱えている悩みや、家庭内の問題などを聞き取り、地域包括支援センターや医療機関、介護事業所などの関係機関と連携して必要な支援につなげることができます。
消費者行政 消費生活センター	消費生活センターで消費生活等の相談支援を行い、必要に応じて適切な関係機関につながります。	生活環境課	利用者から消費生活等の相談を受け、問題解決に向けたアドバイスを行うことより、消費者トラブルの解決、未然防止ができます。
環境問題等の相談	住環境等に関する苦情や相談を対処する中で、必要に応じて適切な関係機関につながります。	生活環境課	市民からの住環境等に関する相談を受け、必要に応じた対応を行うことにより、環境によるストレスを軽減することができます。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
窓口業務等	市民からの相談に対し、必要に応じて適切な関係機関につながります。	市民課 総合窓口課 (湯津上支所・黒羽支所)	相談者に適切なケアを受けられる機会が生まれ、初期の精神的ケアをすることができます。
重複多受診者 訪問指導	重複多受診者を抽出し、関係課と連携しながら訪問指導を行い、必要に応じて関係機関につながり、対応を行います。	健康政策課	重複多受診者に対し、健康状態の把握、生活習慣の確認、適正な薬剤使用など説明し、自らの健康管理が図れるよう支援します。
中小企業及び 自営業者からの 相談・支援	経済上の様々な課題に関して問題状況を把握し、必要に応じて各種専門家や関係機関につながります。	商工観光課	相談内容を各専門機関につなぐことにより、労働者等の心身の負担を軽減することができます。
中小企業資金 融資	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、問題状況を把握し、支援につながります。	商工観光課	企業の問題状況を把握し、支援につなぐことで経営者の心身負担を軽減することができます。
市営住宅管理 及び家賃収納 事務	市営住宅の入居者や入居希望相談者に対し、生活の問題や困りごと相談があった場合は、適切な相談先につながります。	建築住宅課	住宅困窮者が抱える住宅の不安の解決の一助になります。 入居者の話を聞き、適切な相談先につなげることで、不安の解消につながります。



事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
水道料金徴収	水道料金の滞納者に対し、生活面等の問題や困難な状況があった場合は、適切な関係機関につながります。	上下水道課	困窮している滞納者について関係機関へ情報共有することで、関係機関から本人へ必要な支援制度等を提案することにつながります。その結果、生活苦が原因となる自殺を予防することにつながる可能性があります。
奨学金に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている生徒に対して支援を行い、家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関につながります。	教育総務課	経済的理由により就学困難な生徒が、奨学金により就学の機会を得ることができます。また、生活や家庭の状況によっては専門機関へつなぎ支援に結びつけることができます。
教育支援センター	児童生徒及び保護者の悩みや不安等の相談に応じ、必要に応じて適切な関係機関につながり、支援を行います。	学校教育課	教育支援センターには、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが勤務しており、児童生徒や保護者の相談に対し、個に応じて適切に対応することができます。
総合相談事業 心配ごと相談事業	問題を抱えている当事者だけでなく、その家族の抱えている悩みや困難な問題を察知し、必要に応じて関係機関につながります。	社会福祉協議会	身近な人には相談しづらい困りごとを民生委員が親身に聞き取ることにより心が軽くなり、必要に応じて支援機関につながることができます。



## 第5章 自殺対策の取組

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
生活困窮者自立支援事業	自立に向けたプラン作成や、自立・就労支援等の体制を図れるよう、行政やハローワーク等の関係機関との連携を取りながら支援します。	社会福祉協議会	困難な状況を整理し、必要な関係機関同士をつなぎ支援することで、心の安定につながります。

## (7) 関係機関との連携とネットワークの強化

自殺対策推進協議会を設置し、関係団体と連携を行い、社会全体で取り組む自殺対策を推進します。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
大田原市自殺対策推進協議会	関係機関・関係団体等の相互連携の確保および本市における自殺対策の総合的な推進を図ります。	健康政策課	関係機関との相互連携を確保することにより、総合的な自殺対策の推進を図ることができます。
防犯対策	自主防犯パトロール等の地域防犯活動を行い、警察等や関係機関と連携し、情報を共有化します。	危機管理課	パトロール等の地域防犯活動により、自殺に関連した情報を得られる可能性があるため、関係機関と連携し情報を共有化できます。
犯罪被害者支援活動の推進	警察等の関係機関と連携した犯罪被害者支援活動を推進します。	危機管理課	犯罪被害者に対する支援や、支援機関の情報提供をし、関係機関との情報共有を行うことで、犯罪被害者の自殺防止を図ることができます。
大田原市要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止の充実を図るため、大田原市要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、関係機関のネットワークを強化します。	子ども幸福課	要保護児童の適切な保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図ることができます。
民生委員・児童委員	関係機関と連携しながら、地域住民の相談や支援を行います。	福祉課	地域と関係機関をつなぐ役割を担うことにより、迅速で適切な支援につなぐことができます。

事業・取組	内 容	担当課等	想定される効果
<p>安心生活見守り事業</p>	<p>高齢者等の何らかの手助けを必要とする方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民と市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、協力関係機関・事業所等が連携しながら、声かけなどの見守りや生活支援等の体制づくりを行います。</p>	<p>高齢者幸福課 社会福祉協議会</p>	<p>地域住民の声掛け等により、地域のつながりを作ることで孤独感の解消等につながります。また、必要に応じて地域包括支援センター等に情報提供し、必要なサービスの提供につなげることができます。</p>
<p>高齢者の生活に係る総合的な相談の受付</p>	<p>介護や福祉、医療などに関すること、心配ごとや悩みについて相談を受け、相談内容に応じて適切な機関等との連携を取り、問題解決に努めます。</p>	<p>高齢者幸福課 基幹型支援センター 地域包括支援センター</p>	<p>高齢者やその家族が抱えている悩みや、家庭内の問題などを聞き取り、地域包括支援センターや医療機関、介護事業所などの関係機関と連携して必要な支援につなげることができます。</p>
<p>スクールカウンセラー</p>	<p>児童生徒及びその保護者の相談に応じるスクールカウンセラーと関係機関との連携した支援を行います。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>スクールカウンセラーと関係機関と連携することで、情報共有が行われ、適切な支援を行うことができます。</p>
<p>教育支援センター</p>	<p>児童生徒及びその保護者の様々な問題や相談に対し、市・教育委員会及び学校と教育支援センターの連携した支援を行います。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>市教育委員会及び学校と教育支援センターの連携することで、情報共有が行われ、適切な支援を行うことができます。</p>

## 4 重点施策

### (1) 高齢者の自殺対策の推進

#### <現状と課題>

- 高齢層の自殺者は48%を占めています。男性の自殺者のうち、高齢層は45%であり、女性の自殺者のうち、高齢層は55%を占めています。
- 要因については、病気に大きなストレスを感じ、継続的な身体的苦痛がうつ病の引き金となったり、配偶者や親近者の病気や喪失体験から閉じこもりがちとなり、孤独・孤立状態になりやすいと考えられています。
- 関係機関・団体と連携し、家庭や地域における気づきや見守りに取り組むことや、孤立させないよう地域での社会参加を図るなど、生きがいつくりの仕組みの構築が必要と考えられます。

#### <高齢者支援への取組>

- 介護が必要となった高齢者の介護保険サービスの適切な利用は、高齢者本人だけでなく、介護者の身体的、精神的な負担の軽減にもつながることから、自立支援・重度化防止に積極的に取り組む介護保険制度の運営を進めてまいります。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進により、地域における自助・互助・共助の取組が、それぞれの役割において適切に機能することで、住み慣れた地域の中でいつまでもいきいきと安心して暮らせるしくみを構築します。
- 生活支援体制整備事業（ささえ愛おたわら助け合い事業）を推進し、地域で支え合い、多世代交流を図りながら、生活支援の必要な高齢者の社会参加を促進する体制を整備し、地域共生社会の実現とともに生涯現役で元気に暮らせる生涯活躍のまちを目指します。

## (2) 生活困窮者の自殺対策の推進

### <現状と課題>

- 「経済・生活問題」を理由とする自殺者の割合は、18%を占めています。
- 生活困窮の背景には、虐待や依存症のほかに、精神疾患や介護、多重債務など複合的な課題があると言われています。
- 生活困窮者の多くが、自信や自己肯定感・自尊感情を失い、傷つきやすくなっていることも考慮する必要があります。
- 経済的な困窮だけでなく、地域からの孤独の解消などにも配慮することが重要であると考えられます。

### <生活困窮者への取組>

- 自殺対策施策と生活困窮者自立支援法に基づく支援の連携を強化し、「生きることへの包括的な支援」に取り組みます。
- 自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援につなぐため、接点のある周囲の人によって早めに相談につながるような方策を検討します。
- 自分の居場所を発見し、人との「つながり」を実感できることも必要であり、居場所やつながりの形成、個人へのアプローチのみならず地域に向けた取組を検討します。
- 関係機関が連携して支援していくため、生活保護受給者や生活困窮者自立支援法利用者を、複数の関係機関の間で支援の状況や相談者とのやりとりに関する情報等の共有化を図ります。

## (3) 無職者・失業者の自殺対策の推進

### <現状と課題>

- 無職者・失業者の自殺者の割合は、64%を占めています。
- 失業に伴う生活苦や、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応することが重要であると考えられます。

<無職者・失業者への取組>

- 失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、失業者への包括的な支援を推進します。
- 退職して役割を喪失した方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。
- やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援等を推進します。

## (4) 働き世代の自殺対策の推進

<現状と課題>

- 40歳から59歳までの中高年層男性の自殺者は42%を占めています。
- この世代は、家庭や職場の双方で重要な役割を担い、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代です。また、家庭環境や長時間労働によってストレスを感じている人も多いとされています。
- 職場のメンタルヘルス対策や、家庭や地域、または身近な人における気づきや見守りによって、孤独や孤立を感じさせないような環境を作るための支援及び相談支援の充実が重要であると考えられます。

<働き世代への取組>

- 長時間労働やハラスメント等の様々な勤務問題に対し、関係機関との連携を図り、労働者や経営者を対象とした各種相談窓口の実施及び普及啓発を推進します。また、メンタルヘルス対策について普及啓発を図るとともに、労働者の家族や周囲の人の早期の気づきを促す取組を行います。
- 中小企業における従業員の福利厚生向上など、関係機関と連携し、安心して働き続けることができる労働環境や、勤労者福祉の充実を図ります。
- 職業訓練センターにおいて、専門的な知識を学べる場の充実や、習得の場を提供し、職場で活躍するまでの総合的な支援を図っていきます。

## (5) 女性の自殺対策の推進

### <現状と課題>

○本市での女性の自殺者数は、令和2年度までは毎年5名以下でしたが、令和3年度には11名とそれまでの倍以上の方が自殺により命をなくしています。令和4年度には5名と減少したものの、全国的にも女性の自殺者数は増加傾向にあり、女性の自殺対策を当面の重点施策に新たに位置付けて取組を強化することが必要です。

### <女性への取組>

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等を妊娠届出時や乳幼児健診時に早期に発見し、相談支援につなげることができるよう支援します。
- コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化したことを踏まえ、困難な問題を抱える女性に必要な支援に取り組みます。
- 家庭関係の破綻、生活困窮、DV被害、ストーカー被害等支援や保護を必要とする女性を支援するために必要な取組を推進します。
- 令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることを踏まえ、今後、国が策定予定の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき必要な取組を推進します。

## (6) こどもの自殺対策の推進

### <現状と課題>

○本市でのこどもの自殺者数は、他の年代に比べて少ない傾向にありますが、全国的には自殺者の総数が減少傾向にある中において、小中高生の自殺者数は増加傾向となっています。

### <こどもへの取組>

○こども家庭庁には「自殺対策室」が設置され、厚生労働省や文部科学省、警察庁などの関係省庁と連携し、こどもの自殺対策の強化に向けての取組が進められています。大田原市においても、今後児童生徒の自殺者数が増加し

ないよう、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき必要な取組を推進します。

○保健室等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともにスクールカウンセラー等を配置し、学校における相談体制の充実を図ります。

○いじめ防止対策推進法「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応します。